

公共施設に係る使用料等の見直しについて

1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付けた「受益と負担の適正化」を図るため、次の見直し方針に基づき、公共施設の使用料等の改定要否について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で令和6年度から新料金へ移行したい。

2 見直しの方針

(1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外する。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1 ①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1 ②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）

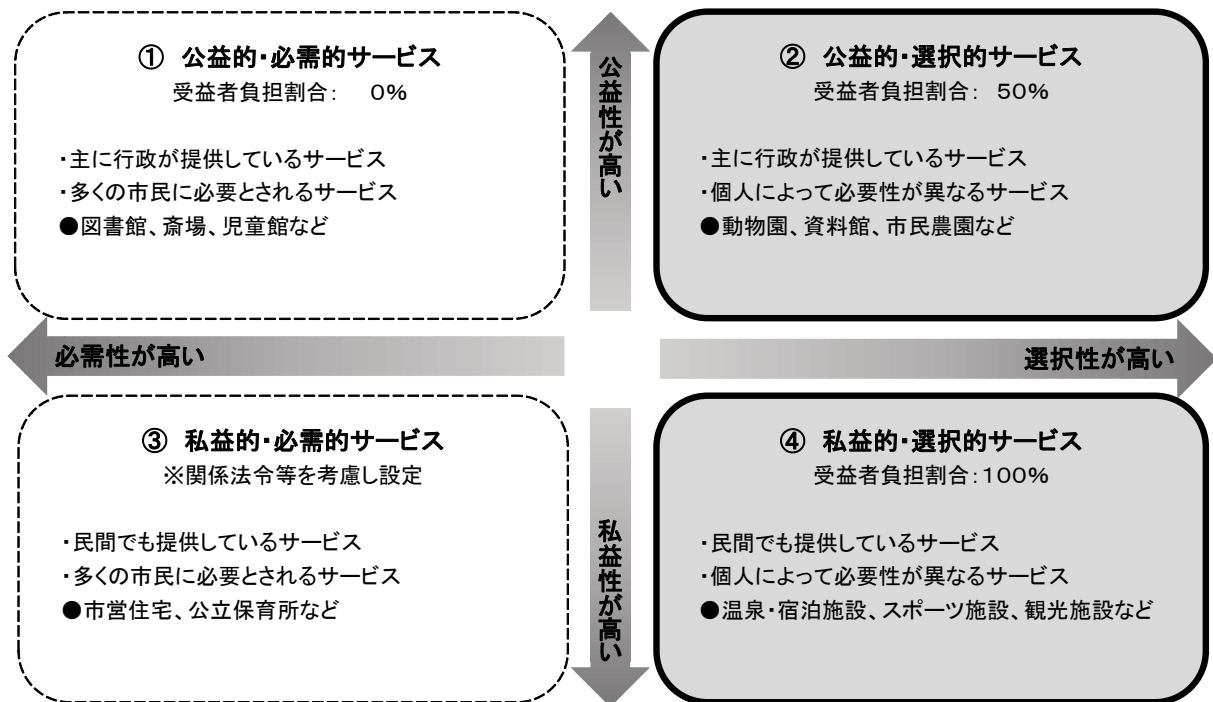


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

(2) 使用料等改定の考え方

- ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。
- イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定する。
- ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

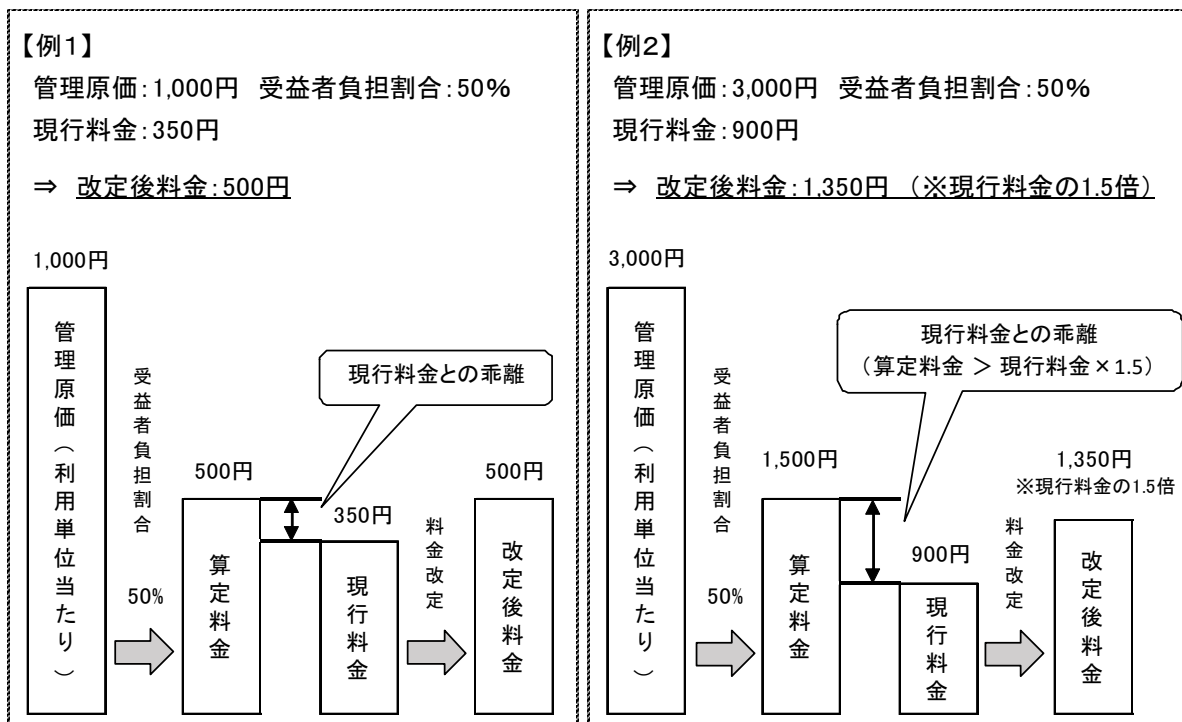


図2：改定のイメージ

*1【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト+物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、①1㎡・1時間当たり又は②利用者1人당りに要する金額のこと。

- ① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

- ② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数

3 改定対象施設

今回検討対象とした全510施設のうち、2の「見直しの方針」に基づき、353施設を改定対象とする。このうち、市民の日常的な使用に関わる改定が63施設、そのほか営利目的等に使用する場合は都市公園や学校など290施設となっている。

表1 改定対象施設数

項 目		施設数	備 考
検 討 対 象 施 設		510	
見直し対象から除外	ア 受益者負担割合0%に分類している施設	48	図書館、斎場、児童館など
	イ 関係法令等を考慮し、料金設定をすることとしている施設	32	市営住宅、公立保育所など
	ウ 現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設	4	新屋ガラス工房、園芸振興センターなど
	エ 現在、使用料等を徴収していない施設	53	コミュニティセンター、老人いこいの家、交流センターなど
	エ 開設から間もない施設、改修中の施設等	20	文化創造館、千秋美術館など
小 計		157	
改 定 対 象 施 設		353	

表2 改定対象施設数内訳（所管部局別）

所 管 部 局	施設数	うち日常的な使用に関わる改定※1	備 考
観光文化スポーツ部	42	42	八橋運動公園、市立体育館、大森山動物園など
市民生活部	9	1	市民サービスセンター※1、河辺岩見温泉交流センター
福祉保健部	1	1	河辺総合福祉交流センター
産業振興部	11	11	市民農園、勤労者総合福祉センターなど
建設部	226	7	太平山スキー場、都市公園※1など
教育委員会	64	1	小・中・高等学校※1、太平山自然学習センター
改定対象施設	353	63	(減額改定対象：3施設)

※1 営利目的等の使用料を改定する市民サービスセンター（8施設）、都市公園（219施設）、小・中・高等学校（63施設）の計290施設を除く改定対象施設数

4 定期的な見直しの実施

定期的に行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。